

ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現
に関する決議

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を揺るがすものであり、平和的解決を求める全世界の願いもむなしく軍事行動という最悪の手段を行使したロシアの暴挙は、厳しく糾弾されるべきである。

自国の平和と安定を望むウクライナの主権と国民の思いは尊重されるべきであり、このような軍事的侵略は、国際法の深刻な違反であるとともに、国連憲章の重大な違反である。断じて容認できるものではない。

また、ロシアのプーチン大統領は、核兵器の使用につながる意思を示しており、唯一の被爆国である我が国として、絶対に許すことはできないものである。

よって、東京都議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して強く抗議するとともに、ウクライナ国民と現地在住の日本はじめ各国の国民の安全確保及びウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月3日

東 京 都 議 会